



発行所 鳥取市役所 鳥取市西町 代表電話1500番

あなたがお読みになりましたら お隣りへ廻して下さい

補充選挙人名簿の登録申請

来る十月一日に行われる 衆議院議員補選と最高裁判所裁判官国民審査及

選挙権の行使について

思われるのに住所異動をよく見て投票所にゆき

この一票 賣るな棄てるな 明るい選挙

昭和七年九月十日までに行われる 衆議院議員補選と最高裁判所裁判官国民審査及

九月の市税 ニュース

一、本月納期限の市税は 市民税第二期分です。

五、当然選挙権があるとうりに入場券記載の投票所



回覽



お濠の蓮

日本でもめずらしい 鳥取お濠の蓮は一寸見ると白がよく見ると白

鳥取市総合企画委員会

八月九日発足した鳥取市浅沼 喜実(委員長)

鳥取市町村合併審議委員会

今回鳥取市と周辺町村の九月十一日に開催した。

第三回鳥取成人学校開設

自九月二十四日午後七時より 至十月三十日 九時半まで

水道の状況

水道課

一、財政状況 注いで着々進んで来た 火災の為に四、五月分

この一票 新日本の道しるべ

十月一日 衆議院議員補選挙 最高裁判所裁判官国民審査

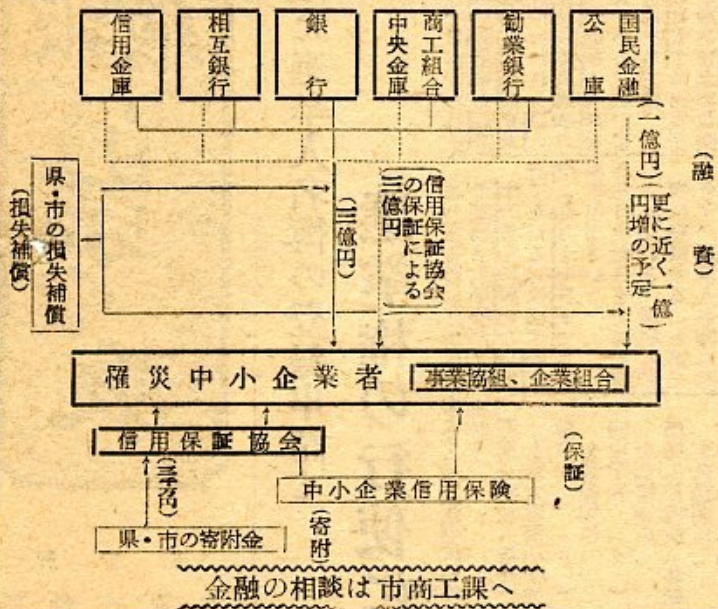
鳥取市のすがた(2) (有業人口のまき)

Table with demographic data: 有業人口と無業人口の比率, 有業男、女人口の比率, 男に対する女の有業者数, 有業と扶養者数.

電話番号の変更

鳥取市役所の電話番号を九月五日より 左記の通り 変更したのでお知らせ致します。

災害復興資金融資系統圖 27.8.31現在



金融の相談は市商工課へ

九月十五日は、こしよりの日 老人を大切にしよう

九月十五日はとしよりの日にむげに斥けられるよ
日で、鳥取市でも市や婦
人団体協議会が主となつ
て、としよりの日を、元
氣づける行事が行われ
ることとなつております。
就きましてはこの老人の
日がもうけられたいきさ
つについて調べてみましょ
う。いままで
もなく民主
主義は個人の
尊重を先づ第
一の基盤とし
ております。
このため人々
は自分自身
でやつてゆか
ねばならぬと
いう責任感を
植えつけられ
たと同時に、
一部ではその
考え方を誤つ
て、自分のこ
とだけやれば
よいという考
えから、他
の人はたとえ自分の肉親
であつても面倒を見てや
る必要はないと思ひこむ
傾向も生じて来ました。
このため老人を尊重し、
敬うという気持は薄ら
ぎ、長い間の貴重な経験
から出る老人の言葉も、
古くさいという一言のも
うのうがその主旨です。

戦傷病者戦死者遺族の皆様へ

戦傷病者戦死者遺族の皆様へ
戦傷病者戦死者遺族の
皆様へ、戦傷病者戦死者
遺族の皆さんへ、戦傷病
者戦死者遺族の皆さんへ
戦傷病者戦死者遺族の
皆様へ、戦傷病者戦死者
遺族の皆さんへ、戦傷病
者戦死者遺族の皆さんへ

独立後 棄権せぬよう いたしましょう

独立後
棄権せぬよう
いたしましょう
大火のため現住所と選挙
場が遠くなったお方も多
いことと思ひますが、絶
對に棄権しないで貴重な一
票を行使いたしませう

選挙管理委員会より

鳥取市選挙管理委員会告示第二五号
昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票における投票管
理者及び投票管理者の職務代理者を次の通り選任した。
昭和二十七年九月五日
鳥取市選挙管理委員会委員長 松久常藏

投票区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第一投票区	鳥取市川端一丁目	中島豊司	鳥取市新町	高田彰夫
第二投票区	同 湯所町	伊藤政春	同 湯所町	佐橋洋
第三投票区	同 東町	橋本雄太郎	同 東町	井上喜助
第四投票区	同 吉方町	松本儀正	同 片原一丁目	村上賢一
第五投票区	同 吉方町	松村忠正	同 新築物町	北浦節
第六投票区	同 立川四丁目	徳田忠雄	同 立川四丁目	竹内豊彦
第七投票区	同 大工町	木村耕造	同 立川四丁目	野口正彦
第八投票区	同 東品治町	宮本芳晴	同 東品治町	山根安雄
第九投票区	同 行徳四区	田中準蔵	同 吉方四区	西村晴秀
第十投票区	同 立川三丁目	金沢敏治	同 吉方	西村晴秀
第十一投票区	同 川外大工町	渡辺嶋藏	同 南行徳	入江信之
第十二投票区	同 気高郡大正村字葛浦	前島恭藏	同 古市	角東英
第十三投票区	同 鳥取市吉方	佐藤賢	同 古市	細川章二
第十四投票区	同 新築物町	加藤芳信	同 古市	佐藤賢
第十五投票区	同 千代町	福田信	同 古市	中川幸治
第十六投票区	同 吉成	安田豊	同 古市	濱下孝治
第十七投票区	同 吉成	田村喜太治	同 鳥取市叶	林一昭
第十八投票区	同 叶	山田繁政	同 鳥取市叶	石橋秋美
第十九投票区	同 賀露町	小林繁政	同 賀露町	
第二十投票区	同 賀露町		同 賀露町	

投票区名	投票区	投票所	投票管理者
第一投票区	鳥取市川端一丁目	鳥取市川端一丁目投票所	伊藤政春
第二投票区	同 湯所町	同 湯所町投票所	佐橋洋
第三投票区	同 東町	同 東町投票所	井上喜助
第四投票区	同 吉方町	同 吉方町投票所	村上賢一
第五投票区	同 吉方町	同 吉方町投票所	北浦節
第六投票区	同 立川四丁目	同 立川四丁目投票所	竹内豊彦
第七投票区	同 大工町	同 大工町投票所	野口正彦
第八投票区	同 東品治町	同 東品治町投票所	山根安雄
第九投票区	同 行徳四区	同 行徳四区投票所	西村晴秀
第十投票区	同 立川三丁目	同 立川三丁目投票所	西村晴秀
第十一投票区	同 川外大工町	同 川外大工町投票所	入江信之
第十二投票区	同 気高郡大正村字葛浦	同 気高郡大正村字葛浦投票所	角東英
第十三投票区	同 鳥取市吉方	同 鳥取市吉方投票所	佐藤賢
第十四投票区	同 新築物町	同 新築物町投票所	佐藤賢
第十五投票区	同 千代町	同 千代町投票所	中川幸治
第十六投票区	同 吉成	同 吉成投票所	濱下孝治
第十七投票区	同 吉成	同 吉成投票所	中川幸治
第十八投票区	同 叶	同 叶投票所	林一昭
第十九投票区	同 賀露町	同 賀露町投票所	石橋秋美
第二十投票区	同 賀露町	同 賀露町投票所	

鳥取市選挙管理委員会告示第二二七号
昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票における公職選
挙法第四十九条の規定による不在者投票の事務取扱を次のように定める。
昭和二十七年九月五日
鳥取市選挙管理委員会委員長 松久常藏

開票区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第一開票区	鳥取市東町	橋本雄太郎	鳥取市南行徳	西垣信行
第二開票区	同 川端一丁目	中島豊司	同 湯所町	橋本儀正
第三開票区	同 吉方町	松本儀正	同 片原一丁目	村上賢一
第四開票区	同 立川四丁目	徳田忠雄	同 立川四丁目	竹内豊彦
第五開票区	同 東品治町	宮本芳晴	同 行徳四区	山根安雄

鳥取市選挙管理委員会告示第二二七号
政治資金規正法第二十二條の規定により第十七條の規定による、報告書を受理した。その要旨は左
記の通りである。
昭和二十七年八月十二日
鳥取市選挙管理委員会委員長 松久常藏

開票区	開票所	開票管理者
第一開票区	鳥取市東町	橋本雄太郎
第二開票区	同 川端一丁目	中島豊司
第三開票区	同 吉方町	松本儀正
第四開票区	同 立川四丁目	徳田忠雄
第五開票区	同 東品治町	宮本芳晴

鳥取市選挙管理委員会告示第二二八号
昭和二十七年十月一日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票に際し、調整する補充選
挙人名簿の調整、従属、異議の決定及び確定に関する期日及期間並に申請の方法、その期間を次の
ように定める。
昭和二十七年九月五日
鳥取市選挙管理委員会委員長 松久常藏